

1 一般車両

2 掘削機

3 舗装機械

4 整地・運搬

5 発電機・溶接機

6 ポンプ

7 コンプレッサ

8 軽建設機械

9 仮設

10 販売品

11 イベント設置・レンタル品

12 地盤調査工事
建設機械修理車検

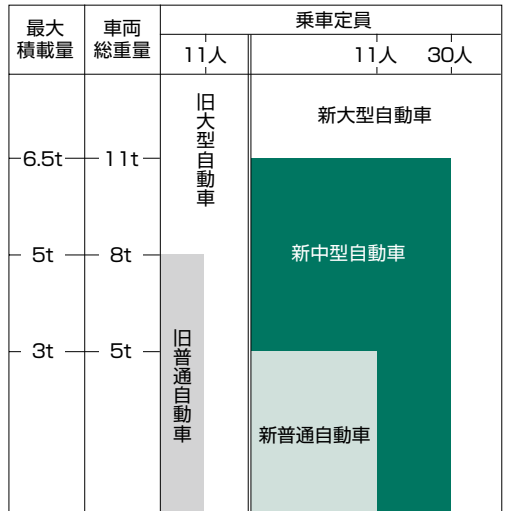
13 規約資料・保険

機種名	区分	資格	
一般車両	軽ダンプ	—	—
	2t低床ダンプ	—	—
	2t3転ダンプ	—	—
	2t平トラック	—	—
	2tユニック車	—	—
	2t散水車	—	—
	3t低床ダンプ	—	—
	3tユニック車	—	—
	4tダンプ	—	—
	4t3転ダンプ	—	—
	4t平トラック	—	—
	4tユニック車	—	—
	4t散水車	—	—
	掘削機	クレーン付トラック	最大吊上げ1t未満
最大吊上げ1t～5t未満			技能講習
玉掛け作業		吊上げ荷重1t未満	特別教育
		吊上げ荷重1t以上	技能講習
高所作業車		作業床高さ10m未満	特別教育
		作業床高さ10m以上	技能講習
掘削機	掘削機	機体質量3t未満	特別教育
		機体質量3t以上	技能講習
	油圧ブレーカー(掘削機)	機体重量3t未満	特別教育
		機体重量3t以上	技能講習
	ハイリーチクレーン付(掘削機)	最大積載量1t未満	特別教育
		最大積載量1t以上	技能講習
玉掛け作業	吊上げ荷重1t未満	特別教育	
	吊上げ荷重1t以上	技能講習	
舗装機械	ローラー	重量無制限	特別教育
	モーターグレーダー	機体質量3t以上	技能講習
整地・運搬	クローラーダンプ	最大積載量1t未満	特別教育
		最大積載量1t以上	技能講習
	ブルドーザー	機体質量3t未満	特別教育
		機体質量3t以上	技能講習
タイヤショベル	機体質量3t未満	特別教育	
	機体質量3t以上	技能講習	
発電機・溶接機	発電機	10kW以上～500kW未満	
		500kW以上(60Hz換算)	
エンジン溶接機	金属の溶接・切断	特別教育	
軽建設機械	チェーンソー	—	特別教育
	自由研削といし	取替え・試運転	特別教育

教育および講習内容	公道走行の運転資格(免許)
—	普通免許
—	普通免許
—	中型免許
—	普通免許
—	中型免許
—	普通免許
—	中型免許
—	中型免許
—	中型免許
—	中型免許
—	中型免許
—	中型免許
—	中型免許
移動式クレーン特別教育	中型免許
小型移動式クレーン技能講習	
玉掛けの業務に係わる特別教育	
玉掛け技能講習	
高所作業車の運転	中型免許
車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	—
車両系建設機械(解体用)	
移動式クレーン特別教育	
小型移動式クレーン技能講習	
玉掛けの業務に係わる特別教育	
玉掛け技能講習	
ローラーの運転の業務に係る特別教育	小型特殊運転免許(緑ナンバー) 大型特殊運転免許(白ナンバー)
車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	大型特殊運転免許(白ナンバー)
不整地運搬車	— —
車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	— —
車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	小型特殊運転免許(緑ナンバー) 大型特殊運転免許(白ナンバー)
電気主任技術者の選任または許可申請	—
電気主任技術者の選任(有資格者のみ)	—
アーク溶接等の業務に係る特別教育	—
チェーンソー操作作業特別教育	—
自由研削用といしの取替え等の業務に係る特別教育	—

中型自動車免許新設についての概要

平成19年6月2日道路交通法の一部を改正する法律により、自動車の種類として中型自動車が創設されました。法律施行前の普通免許、大型免許を持っている方は、運転できる車の範囲に変わりはありません。法律施行後の普通自動車免許取得者がレンタカーを運転する際にはご注意ください。



一般車両 1
掘削機 2
舗装機械 3
整地・運搬 4
発電機溶接機ポンプ 5
コンプレッサ 6
軽建設機械 7
仮設 8
販売品 9
イベント設置・地盤調査工事 10
レンタル品 建設機械修理車検 11
規約資料 12
13